

新型コロナウイルス感染症による減免判定 簡易フローチャート

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った。

はい

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、
または重篤な傷病を負った。

はい

申請により、国民健康保険税の**全額**が免除されます。

【提出書類】減免申請書、死亡診断書、または医師の診断書

いいえ

世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で
離職時65歳未満で、会社都合による離職をし、雇用保険から失業給付を受ける。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の
事業収入・不動産収入・山林収入の
いずれかの収入が前年と比べて
10分の3以上減少する見込みである。

世帯の主たる生計維持者の
事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入の
いずれかの収入が前年と比べて
10分の3以上減少する見込みである。

はい

非自発的失業者にかかる保険税の軽減
制度が受けられる場合があります。

はい

保険税減免の対象外
です。

世帯の主たる生計維持者の、
ア、前年の合計所得金額が1,000万円以下
イ、前年比10分の3以上の減少をする見込
みの収入に係る所得以外の前年の所得の
合計額が400万円以下
のアとイの両方に当てはまる。

世帯の主たる生計維持者の、
ア、前年の合計所得金額が1,000万円以下
イ、前年比10分の3以上の減少をする見込
みの収入に係る所得以外の前年の所得の
合計額が400万円以下
のアとイの両方に当てはまる。

はい

申請により、国民健康保険税の一部が減額さ
れ、さらに非自発的失業者にかかる保険税の
軽減制度も受けられる場合があります。

はい

申請により、国民健康保険税の一部が減額
されます。

【提出書類】減免申請書、収入状況申告書、収入額の分かる書類(確定申告書、源泉徴収票、給与額の確定している令和2年中の給与明細等)、失業や事業が廃止になった場合・・・その事実を証明する書類(解雇通知、事業廃止届等)

⇒ [減免額の試算はこちらでできます](#)